

設 計 書

工事名称 松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事

工事場所 松戸市旭町一丁目150番地

工 期 令和 8年 月 日 から
令和 9年 3月26日 まで

設計年月日 令和 8年 9月 日

(工事価格)

前払金及工事出来高の内払回数については松戸市財務規則による。

参 考

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

機械設備工事		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
【給水設備】						
受水タンク	TW-1 FRP組立パネルタンク 呼称容量15m3 1.0G 架台共	1	基			
高置タンク	TWH-1 FRP組立パネルタンク 呼称容量3m3 2.0G 架台共	1	基			
揚水ポンプユニット	PW-1 75L/min×30m	1	台			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 20A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 40A	86	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 50A	6	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 80A	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 125A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 15A	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 20A	11	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 40A	10	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 80A	10	m			
定水位調整弁	スレート型(副弁無し) 50A	1	個			
仕切弁 (管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 20A	1	個			
仕切弁 (管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 40A	3	個			
仕切弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 50A	1	個			
ライニングバルブライ弁	10K(ウエハー) 80A	1	個			
ライニングバルブライ弁	10K(ウエハー) 125A	1	個			
ボールタップ	20A	1	個			

機械設備工事		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水位制御用電極棒	5P	2	個			
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 40A	4	個			
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 80A	2	個			
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 125A	1	個			
防振継手	合成ゴム製 40A	3	個			
Y形ストレーナ (管端防食コ)	10K 50A	1	個			
横水栓	F 7 - 13A	1	個			
保温		1	式			別紙 00-0003
文字標識等		1	式			別紙 00-0004
搬入・据付費		1	式			別紙 00-0005
機器用基礎	既設基礎補修	1	式			別紙 00-0006
架台類		1	式			別紙 00-0007
形鋼振れ止め支持		1	式			別紙 00-0008
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0009
配管分岐・閉塞		1	式			別紙 00-0010
はつり補修		1	式			別紙 00-0011
直接仮設		1	式			別紙 00-0012
清掃消毒	15m3	1	式			
清掃消毒	3m3	1	式			
水質検査費	11項目	2	か所			

[illegible]

[illegible]

機械設備工事		消火設備		ポンプ室		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
消火栓ポンプユニット	FP-1 750L/min×62m	1	台			
補助加圧ポンプ	JFP-1 750L/min×62m	1	台			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VD)改修	ねじ接合 機械室・便所 20A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VD)改修	ねじ接合 機械室・便所 100A	1	m			
消火・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 屋内一般 50A	1	m			
消火・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 機械室・便所 32A	5	m			
消火・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 機械室・便所 100A	3	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 25A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A	5	m			
仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 15A	2	個			
仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 20A	1	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 25A	2	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 32A	1	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 50A	1	個			
ボールタップ	20A	1	個			
フレキシブルジョイント	ハローズ形 15A	2	個			
フレキシブルジョイント	ハローズ形 32A 消防認定品 10K	1	個			
フレキシブルジョイント	ハローズ形 50A 消防認定品 10K	1	個			
フレキシブルジョイント	ハローズ形 100A 消防認定品 10K	1	個			
塗装		1	式			別紙 00-0018

[illegible]

[illegible]

機械設備工事		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
保温		1	式			別紙 00-0003
給水管 保温	ポ リスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 20A	3	m			
給水管 保温	ポ リスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 40A	86	m			
給水管 保温	ポ リスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 50A	6	m			
給水管 保温	ポ リスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 80A	2	m			
給水管 保温	ポ リスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 125A	3	m			
給水管 保温	ポ リスレン 機械室、書庫、倉庫 アルミガ ラスクロス 15A	2	m			
給水管 保温	ポ リスレン 機械室、書庫、倉庫 アルミガ ラスクロス 20A	11	m			
給水管 保温	ポ リスレン 機械室、書庫、倉庫 アルミガ ラスクロス 40A	10	m			
給水管 保温	ポ リスレン 機械室、書庫、倉庫 アルミガ ラスクロス 80A	10	m			
給水用弁類 保温	ポ リスレン 屋外露出 ステンレス鋼板 80A	3	個			
給水用弁類 保温	ポ リスレン 屋外露出 ステンレス鋼板 125A	2	個			
計						
文字標識等		1	式			別紙 00-0004
塗装工		1	人			
計						

機械設備工事		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
搬入・据付費		1	式			別紙 00-0005
搬入費	複数搬入 600kg/m3未満	1.2	t			
搬入費	複数搬入 800kg以下	0.6	t			
受水タンク据付費	WTSU-1 FRP組立パネルタンク 呼称容量15m3 1.0G 架台共	1	基			
高置タンク据付費	WTSU-1 FRP組立パネルタンク 呼称容量3m3 2.0G 架台共	1	基			
小形給水 ポンプユニット据付 (衛生機器)	標準基礎 1.5 kW以下 ポンプ2台	1	基			
給水ユニット基礎 防振ゴム	防振パッド 10×100×1000mm	2	枚			
計						
機器用基礎	既設基礎補修	1	式			別紙 00-0006
左 官		1	人			
モルタル	防 水	0.6	m ²			
計						
架台類		1	式			別紙 00-0007
配管支持架台	溶融亜鉛メッキ 門型配管支持架台 125A	1	組			
配管支持架台	溶融亜鉛メッキ 門型配管支持架台 80A	6	組			
配管支持架台	溶融亜鉛メッキ 門型配管支持架台 40A, 50A	26	組			
三角ブラケット	SUS製 200x200	3	個			
計						

機械設備工事		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
形鋼振れ止め支持		1	式			別紙 00-0008
給水形鋼振れ止め		3	%			
計						
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0009
あと施工アンカー	機器固定	4	本			
あと施工アンカー	鋼管100A以下 2.0m以下	47	本			
計						
配管分岐・閉塞		1	式			別紙 00-0010
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 20A 保温有	1	か所			
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 50A 保温有	1	か所			
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 80A 保温有	1	か所			
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 125A 保温有	1	か所			
計						
はつり補修		1	式			別紙 00-0011
機械はつり(タ イ ント ンカッターによる 配管用貫通口)	100～150mm 63mm	1	か所			
計						

機械設備工事		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
直接仮設		1	式			別紙 00-0012
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠W900×H1700 仮設材運搬共	61.2	m ²			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 仮設材運搬共	5.4	m			
ネット状養生シート張り	防災Ⅰ類 仮設材運搬共	97	m ²			
小幡ネット張り	防災Ⅱ類 仮設材運搬共	32.4	m			
ガードフェンス	H=1.8m 柱脚固定具共	5.4	m			
計						
保温		1	式			別紙 00-0013
給水管 保温	ボリレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 20A	1	m			
給水管 保温	ボリレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 25A	4	m			
計						
配管架台		1	式			別紙 00-0014
配管支持架台	溶融亜鉛メッキ 門型配管支持架台 25A	2	組			
計						

[illegible]

[illegible]

機械設備工事		消火設備	ポンプ室			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
塗装		1	式			別紙 00-0018
消火管 塗装		1	式			
塗装工		1	人			
計						
搬入・据付費		1	式			別紙 00-0019
搬入費	単独搬入 400kg/m3未満	0.41	t			
搬入費	単独搬入 300kg/m3未満	0.25	t			
消火ポンプ (ユニット形) 据付 (衛生機器)	15.0 kW以下	1	台			
補助加圧ポンプ 据付 (衛生機器)	5.5 kW以下	1	台			
給水ユニット基礎 防振ゴム	防振パッド 10×100×1000mm	2	枚			
計						
機器用基礎	既設基礎補修	1	式			別紙 00-0020
左 官		1	人			
モルタル	防 水	1.2	m ²			
計						

機械設備工事		消火設備		ポンプ室		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
形鋼振れ止め支持		1	式			別紙 00-0021
配管1		3	%			
計						
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0022
あと施工アンカー	ビニル管80A以下 1.0m以下	5	本			
あと施工アンカー	鋼管100A以下 2.0m以下	4	本			
計						
配管分岐・閉塞		1	式			別紙 00-0023
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 50A 保温無	1	か所			
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 100A 保温無	1	か所			
計						
はつり補修		1	式			別紙 00-0024
機械はつり(ダイモ ントカッターによる 配管用貫通口)	100～150mm 32mm	1	か所			
機械はつり(ダイモ ントカッターによる 配管用貫通口)	100～150mm 75mm	1	か所			
機械はつり(ダイモ ントカッターによる 配管用貫通口)	100～150mm 150mm	1	か所			
計						

[illegible]

[illegible]

機械設備工事		撤去工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配管類撤去		1	式			別紙 00-0028
給排水管類撤去						
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	20A 屋内一般	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	25A 屋内一般	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	50A 屋内一般	21	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	80A 屋内一般	17	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	125A 屋内一般	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	20A 機械室・便所	11	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)撤去	80A 機械室・便所	27	m			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)撤去	50A 屋内一般	8	m			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)撤去	50A 機械室・便所	9	m			
仕切弁撤去	80A	3	個			
仕切弁撤去	125A	1	個			
逆止弁撤去	80A	2	個			
ルキアブリジョイント撤去	80A	1	個			
ルキアブリジョイント撤去	125A	1	個			
防振継手撤去	80A	4	個			
給水管 保温撤去	ポリスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 20A 再使用しない	2	m			
給水管 保温撤去	ポリスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 25A 再使用しない	2	m			
給水管 保温撤去	ポリスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 50A 再使用しない	21	m			

機械設備工事		撤去工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配管類撤去		1	式			別紙 00-0028
給水管 保温撤去	ポリスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 80A 再使用しない	17	m			
給水管 保温撤去	ポリスレン 多湿箇所、屋外露出 ステンレス鋼板 125A 再使用しない	2	m			
給水管 保温撤去	ポリスレン 機械室、書庫、倉庫 アルミガラスクロス 20A 再使用しない	11	m			
給水管 保温撤去	ポリスレン 機械室、書庫、倉庫 アルミガラスクロス 80A 再使用しない	27	m			
仕切弁 保温撤去	80A	1	個			
仕切弁 保温撤去	125A	1	個			
逆止弁 保温撤去	80A	2	個			
ルキングジョイント 保温撤去	80A	1	個			
ルキングジョイント 保温撤去	125A	1	個			
防振継手 保温撤去	80A	4	個			
横水栓撤去	13A	3	個			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管撤去 ドレン	50A 屋内一般	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管撤去 オーバーフロー	65A 屋内一般	4	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管撤去 オーバーフロー	100A 屋内一般	2	m			
防虫網撤去	65A	1	個			
防虫網撤去	100A	1	個			
消火管類						
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)撤去	100A 機械室・便所	1	m			
撤去 消火・亜鉛めっき鋼管	50A 屋内一般	2	m			

[illegible]

機械設備工事		発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材積込		1	式			別紙 00-0029
発生材積込み	コンクリート類 人力	0.1	m3			
発生材積込み	ボート・木材類 人力	0.1	m3			
計						
発生材運搬		1	式			別紙 00-0030
2t・3tダンプトラック	～25km程度	4	台・回			
2t・3tダンプトラック	～75km程度	1	台・回			
計						
発生材処分		1	式			別紙 00-0031
コンクリート塊	無筋 30cm以下	0.1	t			
ガラスくず、Coくず、陶磁器くず		4.7	m3			
廃プラスチック		0.1	m3			
金属くず		4.3	m3			
石綿含有産業廃棄物(安定型)		1	m3			
計						

現場説明書

1. 工事名称 松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事
2. 工事場所 松戸市旭町一丁目150番地
3. 説明事項

<工程管理について>

なし

<週休2日制適用工事>

- ・ 本工事は、通期の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。
- ・ 受注者は、現場閉所（休息）による週休2日工事として取り組むこと。
 なお、予定価格には通期の4週8休達成相当の経費を補正している。
- ・ 週休2日制の実施にあたっては、「松戸市営繕工事週休2日工事試行実施要領」に基づき行うこと。
- ・ 工事に伴う断水作業は学校への影響を考慮し、学校への影響が最小限となるよう工程を組むこと。

<その他>

- ・ 別途、電気設備工事が発注される。

<注意事項>

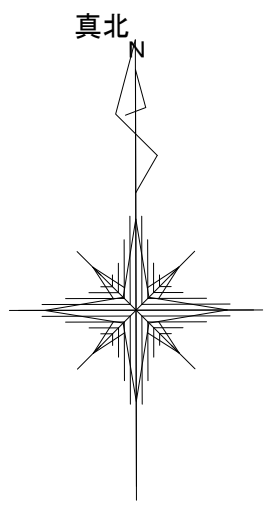
- ・ 提出書類は松戸市建築工事提出書類等一覧表による。
- ・ 検査・立会は松戸市建築工事検査・立会一覧表による。

松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事

図面リスト

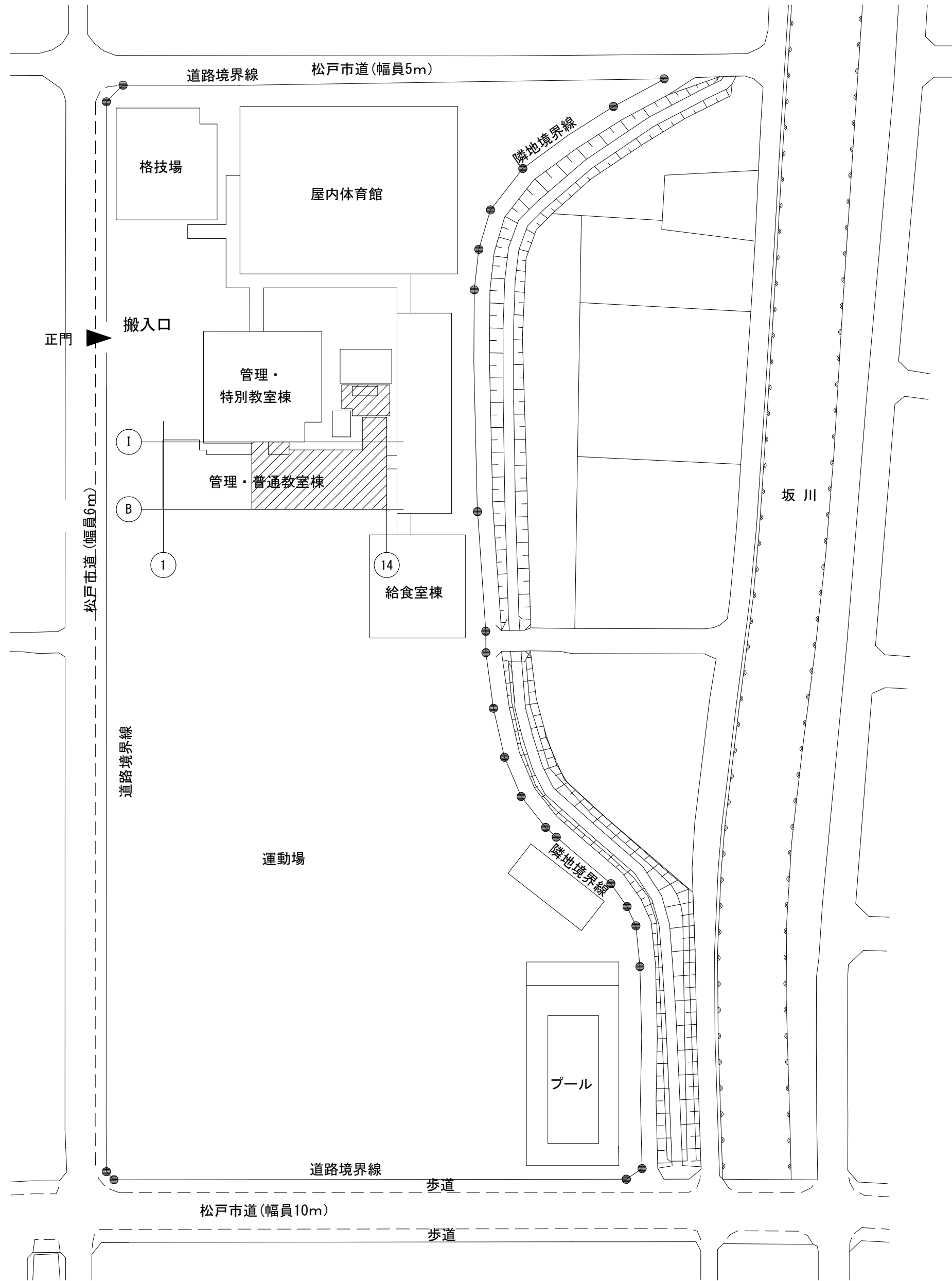
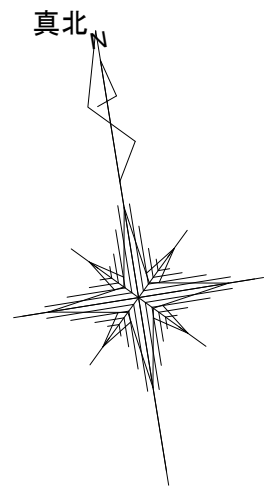
番 号	図 面 名 称	縮 尺	備 考
M-00	図面リスト	No Scale	
M-01	案内図・配置図	1:2500、1:1000	
M-02	機械設備工事特記仕様書(1)	No Scale	
M-03	機械設備工事特記仕様書(2)	No Scale	
M-04	工事概要・凡例・機器表【改修前・改修後】	No Scale	
M-05	平面図【改修後】	1:30	
M-06	平面図【改修前】	1:30	
M-07	屋上平面図【改修前・改修後】	1:100、1:50	
M-08	受水タンク・高置タンク参考図	No Scale	

工事名	松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事		
図面名	図面リスト		
作成年月日	令和8年 9月 日	変更年月日	
縮 尺	No Scale	図面番号	M-00
松戸市 街づくり部 建築保全課			



工事場所：松戸市立旭町中学校
松戸市旭町一丁目150番地

案内図 1 : 2500



- 凡例
- 工事箇所を示す
 - 搬入口を示す

配置図 1 : 1000

工事名	松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事		
図面名	案内図・配置図		
作成年月日	令和8年 9月	日 変更年月日	
縮 尺	1:2500 1:1000	図面番号	M-O 1
松戸市 街づくり部 建築保全課			

松戸市機械設備工事特記仕様書

第8版(2026. 4.)

1. 工事概要

1. 工事場所 松戸市旭町一丁目150番地
2. 建物概要

[illegible]

(備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す)

工事種目 (●印の付いたものを適用する。)

建物別及び屋外		工 事 種 別			
工 事 種 目		ポ	ン	ブ 室	屋 外
○	空気調和設備	○	一	式	○ 一式
○	換気設備	○	一	式	○ 一式
○	排煙設備	○	一	式	○ 一式
○	自動制御設備	○	一	式	○ 一式
○	衛生器具設備	○	一	式	○ 一式
●	給水設備	●	一	式	● 一式
●	排水設備	○	一	式	● 一式
○	給湯設備	○	一	式	○ 一式
●	消火設備	●	一	式	○ 一式
○	厨房設備	○	一	式	○ 一式
○	ガス設備	○	一	式	● 一式
○	排水処理設備	○	一	式	○ 一式
○	雨水利用設備	○	一	式	○ 一式
●	撤去工事	●	一	式	● 一式
○	昇降機設備㊸	○	一	式	○ 一式
○	建築工事㊸	○	一	式	○ 一式
○	電気設備工事㊸	○	一	式	○ 一式

- 指定部分 ☒ 無 ☐ 有 (対象部分))
指定部分工期: 令和 年 月 日)

設備概要（●印の付いたものを適用する。） ※改修工事の場合は既存概要を示す。

方式及び種類	設 備 概 要
○空調方式 ○主要熱源機器	○個別空調方式 ○パッケージ形空調機 ○空気調和 ○単一ダクト方式 ○全空気方式
燃料Ⓐ	○電気 ○都市ガス ○液化石油ガス
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式
●給水方式	●高圧タンク方式 ○ポンプ直送方式 ○水道直結方式 ○水道直結増圧方式
水源Ⓐ	●泉水 ○市水
受水槽Ⓐ	●有 ○無
●排水方式	建物の汚水と雑排水（○合流式 ○分流水式） ポンプ排水 ○あり（○汚水 ○雑排水 ○雨水） ○なし 建物外放流先 (1) 汚水 ○直放流水管 (2) 雑排水 ○直放流水管 (3) 排水槽 ○あり（計画容量：汚水槽 m ³ 、雑排水槽 m ³ ） ○なし
●消火設備の種類	●屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結放水設備 ○連結送水管 ○不活性ガス消火設備（○）
給湯方式Ⓐ	○中央式（○直接給湯 ○間接給湯） ○局所式（○貯湯式湯沸器 ○瞬間湯沸器）
燃料Ⓐ	○都市ガス ○液化石油ガス ○電気
ガスの種類	○都市ガス ○液化石油ガス 供給事業者名（ ） （種別 13A、高位発熱量45.0MJ/m ³ （N）、低位発熱量40.6MJ/m ³ （N）、供給圧力 Pa）

- 改修内容：改修工事の場合に記載する。（M-04 工事概要参照）

二事仕様

- 共通仕様
- ① 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等を適用する。
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）

- 2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

現場の納り等の関係による協議

現場の納り、取り合い等の関係で設計図書（配管、配線、器具の位置、方法）による施工が困難、不都合な場合、または図面及び仕様書に明記なくとも技術上、安全上当然施工しなければならない工事は、施工図により監督職員との協議の上、請負金額の範囲内において変更を行うものとする。

特記仕様

項 目	特 記 事 項
①運用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定に次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（ $V_0 =$ m/s） 地表面粗度分（ ） ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表（ ）
◎環境への配慮	(1) 本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基 「環境物品等」の調達の推進に關する基本方針（令和3年2月閣議決定）」（以下「グリーン購入法」 による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする ② 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の ①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用合板、集成材、平板積層材、断材、パーティクルボ- ー、その他の木質建材、ユ-リア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、遮断材、塗料、 土上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する ③ 接着剤は、可塑性（フルレンジ-エポキシ樹脂及びフルレンジ-エチルヘキシル等を含有しない 難揮発性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、 アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の ①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散 使用難燃材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通省の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散難燃材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通省の認定を受けた材料
◆特定調達品目◎	◎(1) 松戸市で定める「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」に基づき環境に配慮した物品を最優先使 用する。 ◎(2) 「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項 「(資材の梱包及び容器は、可能な限り簡便で、再主利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に事 実上していること。）」に留意すること。

	項目	特記事項
一	●材質・機材の品質等	(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制を整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	○室内空気中の化学物質の濃度測定※	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はパッシング型採集機器により行う。
	○電気保安技術者※	工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（ ）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行う。
	○技能士の適用	○配管施工（配管工事） ○建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ○熱絶縁施工（保温工事） ○冷凍空調調機和器施工（冷凍空調機器の据付） ○設置する（○費用は請負業者の負担とする。 ○発注者の負担）
	○監督職員事務所※	●本工事に必要な工事電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。
	●工事用電力・水・その他	工事用水 構内の施設 ○利用できない ●利用できる（●有償 ○無償） 工事電力 構内の施設 ○利用できない ●利用できる（●有償 ○無償）
	○工事用仮設物	構内につくることが ○できる ○できない
	●足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （○ 建築工事 ○ 電気設備工事 で設置する。） ● 本工事で設置とする。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立・等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。 ○ 内部足場等（○ A種 ○ 種） ● 外部足場等（● A種 ○ 種）
	●養生・清掃※	工事場所はビニールシート等により養生を行い、工事後は清掃を行うこと。
	●環境対策	また、施工のため必要な範囲で家具等の移動、養生を行うこと。
共	●工事現場管理	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 不法・違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンパー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	●過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込みず、また積み込まないこと。 (2) さしかせ荷重、不表示車等と土砂等を積み込みず、また積み込まないこと。 (3) 過積載車輛、さしかせ荷重、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンパー事業者が過積載を行い、又はさしかせ荷重、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不良状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	●土工調査※	事前調査 ●本工事 ○別途 事前調査 調査項目 ○既存資料調査 調査範囲 ○図示 ○ 調査方法 ○図示 ○
	○石綿含有品※	●はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査線式埋設物調査を行い報告すること。 ○石綿含有分析調査（○元請業者 ○） 石綿含有分析調査 ○本工事 ○別途 撤去方法 ○図示による
	●建設副産物※	本工事により発生する建設廃棄物の計画量は以下のとおり 1) アスコン塊 (t) 8) 混合廃棄物 (m3) 2) コンクリート塊 (t) 9) 飛散性アスベスト (m3) 3) 建設発生木材 (t) 10) 非飛散性アスベスト (m3) 4) 建設汚泥 (t) 5) ガラスくず及び陶器くず (t) 6) 金属くず (m3) 7) 廃プラスチック (m3)
	●発生材の処理※	●金属類 ●機器類 ○ダクト ●配管 ●その他金属類 の処理は（ ● 構外搬出適切な処理 ○ ）とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 （○石綿含有成形成板 ○石綿含有仕上塗材 ）の処理は（ ○ 構外搬出適切な処理 ○ 別途 ）とする。 ● 石綿含有産業廃棄物 （ ○ ）の処理は（ ● 構外搬出適切な処理 ○ 別途 ）とする。 ● 上記以外のもの（ ●アスコン塊 ●コンクリート塊 ●廃プラスチック ）の処理は（ ● 構外搬出適切な処理 ○ 別途 ）とする。 ○ 建設リサイクル法における再資源化等を行う特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。
	○冷媒（フロン類）の回収※	○ 本工事 ○ 別途 冷暖機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し ○ 根切りの中の良質土 ○ 山砂の採取
	○埋め戻し土・盛土	○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員と協議し、構内の決定した場所に敷きならしとする。
	○建設発生土の処理※	○ 構外搬出適切な処理 ○現場説明書による。 搬出量 (m ³) 搬出先名称 () 搬出先住所 () 片道運搬距離 (km) 工事発注後、上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 片道運搬距離は積算上処理区分ごとに代表地点から算出した距離であり、実際の運搬距離と差異が生じた場合にはこれは設計変更の対象となしい。 搬出の際には、平成３年環境庁告示第４６号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果の結果証明書を出さなければならないもの。なお、計量する対象は、付表に定める溶出試験２６項目に「クロロエチレン」と「４－ジブキサン」を含めた２８項目、含有量試験２項目とする。 土質調査 ○要 ○不要()
	●官公署その他への届出手続等※	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し滞滞なく行う。なお、当該手続きに必要な費用は、特記なき場合は受注者の負担とする。
●ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。	
●創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに書面により提出することができる。	
●保険	本工事については、工事的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附保すること。 (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請人員 (2) 保険金額 請負代金全額 (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれにかわるものを直ちに監督職員に提示すること。 図面に特記なき場合は、工事区分表による。（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 機械設備工事機材承諾図様式（令和元年版）によるほか、監督職員との協議による。 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 国土交通省大臣府官庁管理情報部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」による。	
○他工事との工事区分		
○天井仕上げ区分		
●機材の承認		
●施工図等の取扱		
●工事写真※		

項目	特記事項																																																										
●耐震措置	設備機器の固定は施設の分類に応じ次による。（建築設備耐震設計・施工指針に準じる） (1) 設計用水平地震力 設計用水平地震力は、機器の質量 [kN]（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 <table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">●一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階・ 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水 槽 類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽 類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地階・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水 槽 類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類にはオイルタンクを含む ・重要機器は次のものを示す。 （名称： 、記号： ）（名称： 、記号： ） （名称： 、記号： ）（名称： 、記号： ） （名称： 、記号： ）（名称： 、記号： ） (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。 ㊦(3) 100kg以下の軽量な機器においても耐震を考慮し、同様な施工または機器メーカーの指示する方法を確実に行うこと。ただし、機器は建物構体構造より取付、天井材（軽量鉄骨等）には取付ないこと落下や転倒が生じた場合に災害が起こる場所に設置する場合は落下、転倒防止措置を行うこと	設置場所	機器種別	○特定の施設		●一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・ 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			○特定の施設		●一般の施設																																																					
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																						
上層階・ 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																						
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																						
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																						
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																						
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																						
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																						
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
●総合試運転調整㊦	●本工事 ○別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の手引により。） ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ●飲料水の水质の測定 ○雑用水の水质の測定 ○水量測定 ○気密試験 ○初期運転状態の記録 ○エアコン調整 ○風量測定																																																										
○運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは約 m2とする。																																																										
○電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。																																																										
●電源周波数	●50Hz ○60Hz																																																										
●容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。 電線及びEケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。																																																										
●電線類	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置を用いて施工す。																																																										
●既存躯体への穿孔	既存コックリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。																																																										
●はつり	●構内 ○)の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。																																																										
○吊り及び支持金物	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。㊦ 呼び径60Su以下 ○SAS322規格の継手 (○フレス式 ○拡管式 ○ナット式 ○転造ねじ式 ○差込式 ○カップリング式) ○ハウジング形管継手 ○管端つば出しステンレス鋼管継手 呼び径75Su以上 ○溶接接合 ○ハウジング形管継手																																																										
●配管	(2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要 (抜取率 ○標準仕様書「機械設備工事編」による ○ %)																																																										
	㊦(3) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ●（ a フレキシブルジョイント ） ○（ b ポールジョイント ） ○（ c スリークッション ）																																																										
	㊦(4) 土間スラブ等の下が土中埋設配管となる場合は、その土間スラブからステンレス製の防食を考慮した吊り金物にて支持をとること。																																																										
	㊦(5) 床下、ビツ内、及び屋外露出配管の吊り及び支持金物（バンド・吊金物類）及びアンカー類はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ製とする。 屋内露出の支持金物類はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ製、防錆処理が施されたものとする。																																																										
	㊦(6) 管の埋設深さは、管の上端より原則として、一般敷地は（○30cm ○ cm） 構内道路は（○60cm ○ cm）以上とする。ただし、給水及びガス事業者による配管の深度は、供給事業者の規定によるものとする。																																																										
	㊦(7) 市道の配管埋設深さ及び道路復旧については、松戸市管理道路の道路掘削 ・復旧等の基準（平成31年度）による。その他の道路については各道路管理者の規定による。																																																										
	㊦(8) 法定区画（防火区画、防火壁、界壁等）及び水密を要する部分、並びに床などの配管貫通箇所の穴埋めは、モルタルにより穴埋めを行う。																																																										
	㊦(9) 上記(8)以外を貫通する配管の穴埋めは下表による。ただし、硬質塩化ビニル管、床以外または水密を要する部分以外の管貫通箇所にあつては、保温工事の有無に係わらず、穴埋めは行わなくてもよい。																																																										
	<table><tr><td>保温を行う配管</td><td>穴埋めは行わない。</td></tr><tr><td>保温を行わない配管</td><td>モルタルにより穴埋めをする。</td></tr></table>	保温を行う配管	穴埋めは行わない。	保温を行わない配管	モルタルにより穴埋めをする。																																																						
保温を行う配管	穴埋めは行わない。																																																										
保温を行わない配管	モルタルにより穴埋めをする。																																																										
	㊦(10) JIS マーク、JAS マーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合、品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略する。																																																										
●試験	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。																																																										
○絶縁継手	図示の位置に取り付ける。																																																										
○地中埋設機構	(1) 地中埋設機構 ○要（図示の箇所） ○不要 (2) 埋設表示用テープ ○要（排水管を除く） ○不要																																																										
●保温㊦	○ 屋外露出部の（○機器類 ○配管類）には（○凍結防止ヒーター ○防凍保温）を行う。 なお、配管類には弁類を含むものとする。 （対象機器類：○ ○ ○ ） （対象配管類：○給水配管 ○消火配管 ○膨張管 ○ドラソ管 ） 防凍防止ヒーター：自己サーモ式とし、防凍保温を施す。 防凍保温 ：標準仕様書第2編3.1.4及び3.1.5による。 ただし、保温厚さは配管の呼び径25以上は50mm以上、呼び径32以上は40mmとする																																																										
	○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第2編の施工箇所 ）を適用する。 ○ 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共有湿箇所とする。） ○ 対象室名：○浴室（ユニットは除く） ○脱衣室 ○ ○) ○ 屋内露出部の（○実録室 ○給食室内)の保温方法は（○7㎜φ 5ﾌｧｲﾊﾞｰ ○ステンレス鋼板）とする ○ 合成樹脂製カバーは（○1シートタイプ ○2ジャケットタイプ）とする。 ● 保温工事仕様は、別表－2 による。																																																										
●塗装、仕上げ㊦	(1) 露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○屋外 ○ドラソ管 ○指定色塗装 ○) ○金属電線管 ○溶融亜鉛メッキ仕上げ〔付着量300g/㎡以上〕 ○指定色塗装〕 ○屋内 ○)（指定色塗装 ○) (2) 塗装色㊦ 必要な場合には色見本を作成し、監督員の承諾を得ること。また、特別な指示のない限り、松戸市標準色（マンセル 7.5Y 9／1 とする。）																																																										

○猛暑による
作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
(1) 作業不能日数：0日間
(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方_千葉県_我孫子市地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（令和3年～令和7年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。
(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間に取り、環境省が公表する関東地方_千葉県_我孫子市地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）において、1日の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

○設計用温湿度

	外 気		屋 内					
			一般系統					
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏 期	34.7℃	%	28.0℃	50%	℃	%	℃	%
	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬 期	1.8℃	%	22.0℃	40%	℃	%	℃	%

○鋼板製煙道

伸縮継手、排除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
鋼板厚（○3.2mm、○4.5mm）

○ダクト

○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）
○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト）とする。
○スパイラルダクト（○低圧 ○）
○高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
○ステンレスダクト及び強化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
取り付け箇所は
○図示した位置 ○外鋼機SA、0Aダクト
○外気取り入れダクト ○送風機出口チャンパーの分岐ダクト
(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。
(3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

○ダンパー

(1) 防煙ダンパー 復帰方式（○遠隔復帰式 ○）
定格入力はDC24V、0.7A以下とする。
(2) ビストンダンパー 復帰方式（○遠隔復帰式 ○）

○配管材料

(1) 蒸気管 給気管 ○配管用炭素鋼鋼管
○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（Sch40）
○
○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（Sch80）
○
(2) 油 管 ○配管用炭素鋼鋼管（黒） ○
(3) 冷温水管 ○配管用炭素鋼鋼管（白）
(4) 冷却水管 ○配管用炭素鋼鋼管（白）
(5) 高温水管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 ○
(6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管 ○
(7) 冷媒管 ○断熱材被覆鋼管 ○
(8) ドレン管 ○保温内封硬質塩化ビニル管 ○カラー硬質塩化ビニル管

○弁類

JIS 又は JV（○5K ○10K（図示部分））
○65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○鋼管用伸縮継手の種類は図示による。
○ステンレス鋼管に使用する弁類は、ステンレス製とする。
○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。
④○ファンコイルユニットには、○流量調整弁 を設置する。

○絶縁継手
○温度計・圧力計
○瞬間流量計
○保温及び消音内貼り

図示の位置に取付ける。
図示の位置に取付ける。
図示の位置に取付ける。なお、瞬間流量計（○固定形 ○着脱形）とする。
標準仕様書第2編3.1.4.1によるほか、次による。
○還りダクト（RAダクト）の保温範囲は（○図示による ○）
○外気ダクト（OAダクト）の保温範囲は（○図示による ○）
○蒸気還り管の保温不要。（屋内露出は除く。）
○膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4.1の温水管の項による。
○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4.1 温水管の項による。
（エア抜き弁以降の配管は除く。）
○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5.1の排水管の項による。
⑤○冷媒管の保温外装は別表－2による。
冷媒用被覆鋼管が外壁を貫通する場合は、塩ビ管をさや管として傾斜をつけて挿入し雨水の浸入を防止すること。また、外壁貫通部の内側及び外側の直近に支持金具を付け、冷媒管を堅固に固定すること。
国土交通省認定による不燃材料とし、構造は不織布、補強材、グラスウール、フィルムにより構成されていて、端末は加工されているものとする。

別表-1

機 材 等	

(備考) ④印の特記内容は、松戸市仕様である。

工事名	松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事		
図面名	機械設備特記仕様書(1)		
作成年月日	令和8年 9月 日	変更年月日	
縮尺	no scale	図面番号	M-O 2
松戸市 街づくり部 建築保全課			

[illegible]

《工事概要》

松戸市旭町中学校の受水タンク、高置タンク、
揚水ポンプおよび消火ポンプを改修する。

1. 給水設備工事

- (1) 受水タンクを新設する。
- (2) 高置タンクを新設する。
- (3) ポンプ室に揚水ポンプユニットを新設する。
- (4) 受水タンク改修に伴う、給水管類を改修する。

2. 排水設備工事

- (1) 受水タンク改修に伴う、排水管類を改修する。
- (2) 高置タンク改修に伴う、排水管類を改修する。

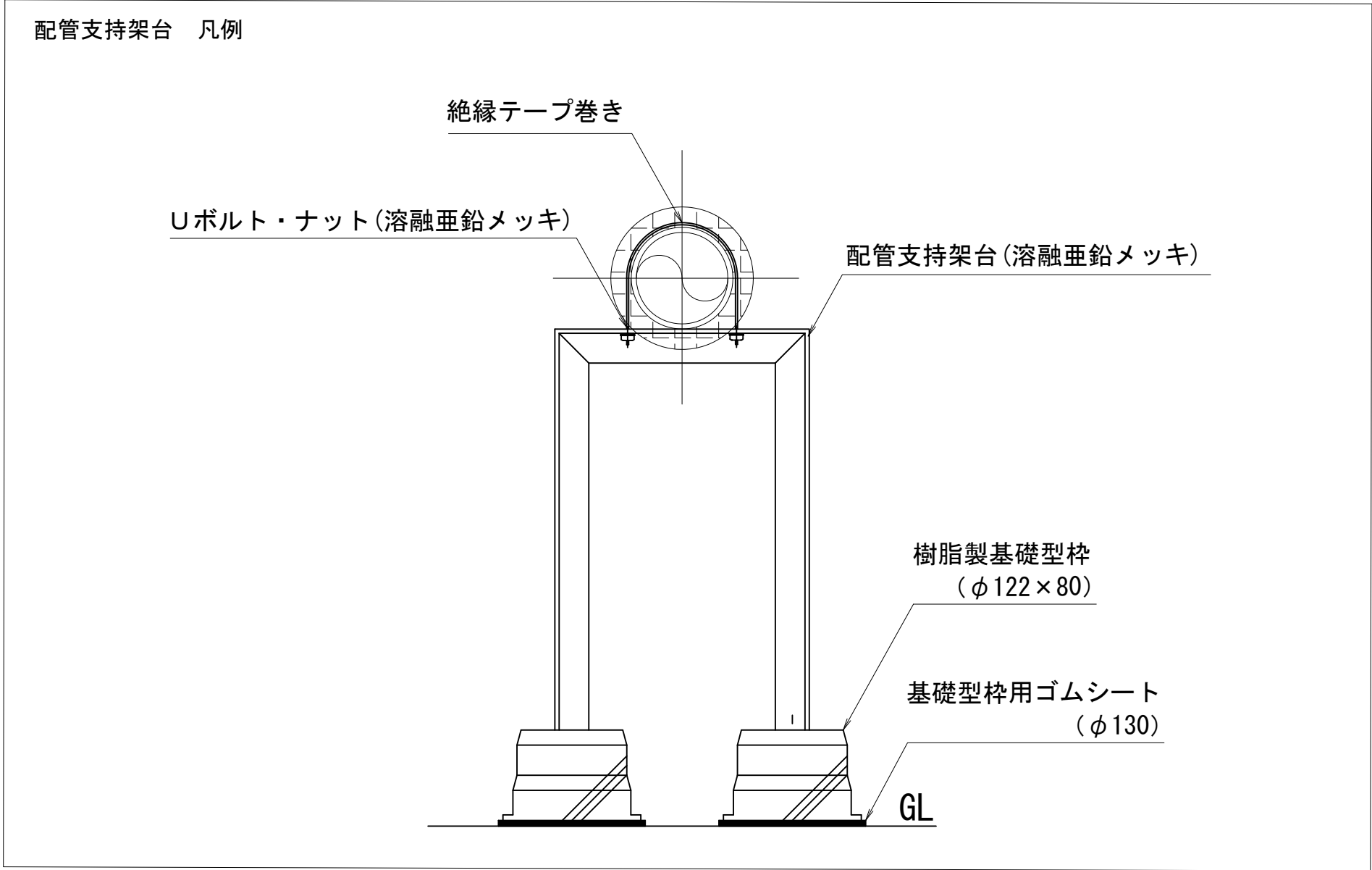
3. 消火設備工事

- (1) ポンプ室に消火ポンプを新設する。
- (2) ポンプ室に補助加圧ポンプを新設する。

4. 撤去工事

- (1) 既設受水タンク、配管類を撤去処分する。
- (2) 既設高置タンク、配管類を撤去処分する。
- (3) ポンプ室内の揚水ポンプユニットを撤去処分する。
- (4) ポンプ室内の消火ポンプを撤去処分する。

凡 例				
凡例	名称	改修仕様	既設仕様	備考
-----		SGP-VB: 硬質塩化ビニルライニング鋼管	同左 水道用硬質ポリ塩化ビニル管	トイレ内露出配管はH1VP管
		SGP-VD: 硬質塩化ビニルライニング鋼管		受水タンク内配管に適用 消火水源水槽内に適用
—————	オーバーフロー管	VP: 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラーVP)	同左	
——— D ———	ドレン管	VP: 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラーVP)	同左	
——— X ——	消火管	配管用炭素鋼鋼管		
—————	既設管			
	弁類	GV: 仕切弁		水道本管直結部は10K
		BV: バタフライ弁		
		GV: 逆仕弁		
	定水位弁			
	可とう継手	合成ゴム製	ステンレス製 (ペローズ形)	
	防振継手			
	ボールタップ			
	ストレーナー			
	撤去範囲			

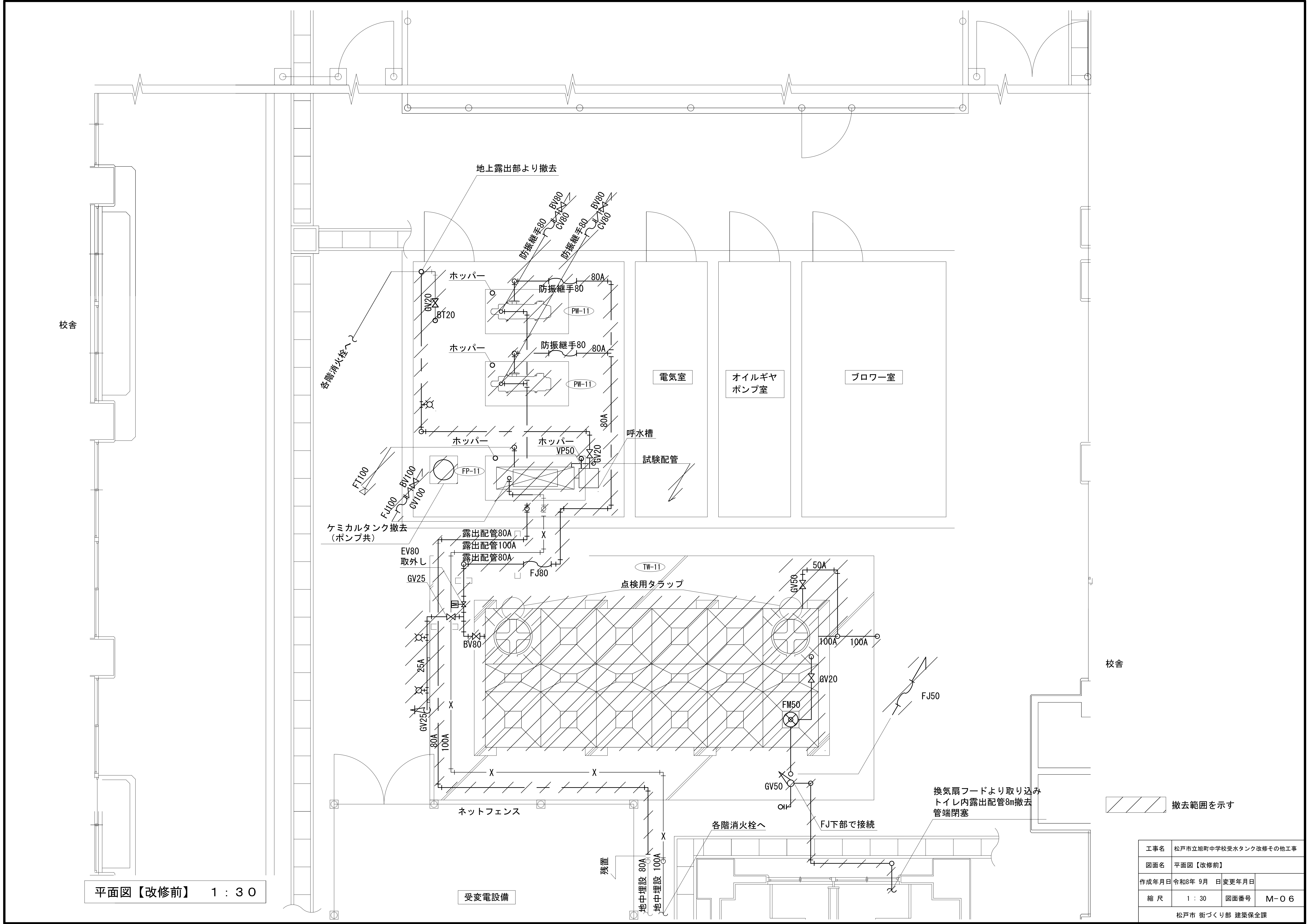


S=No Scale

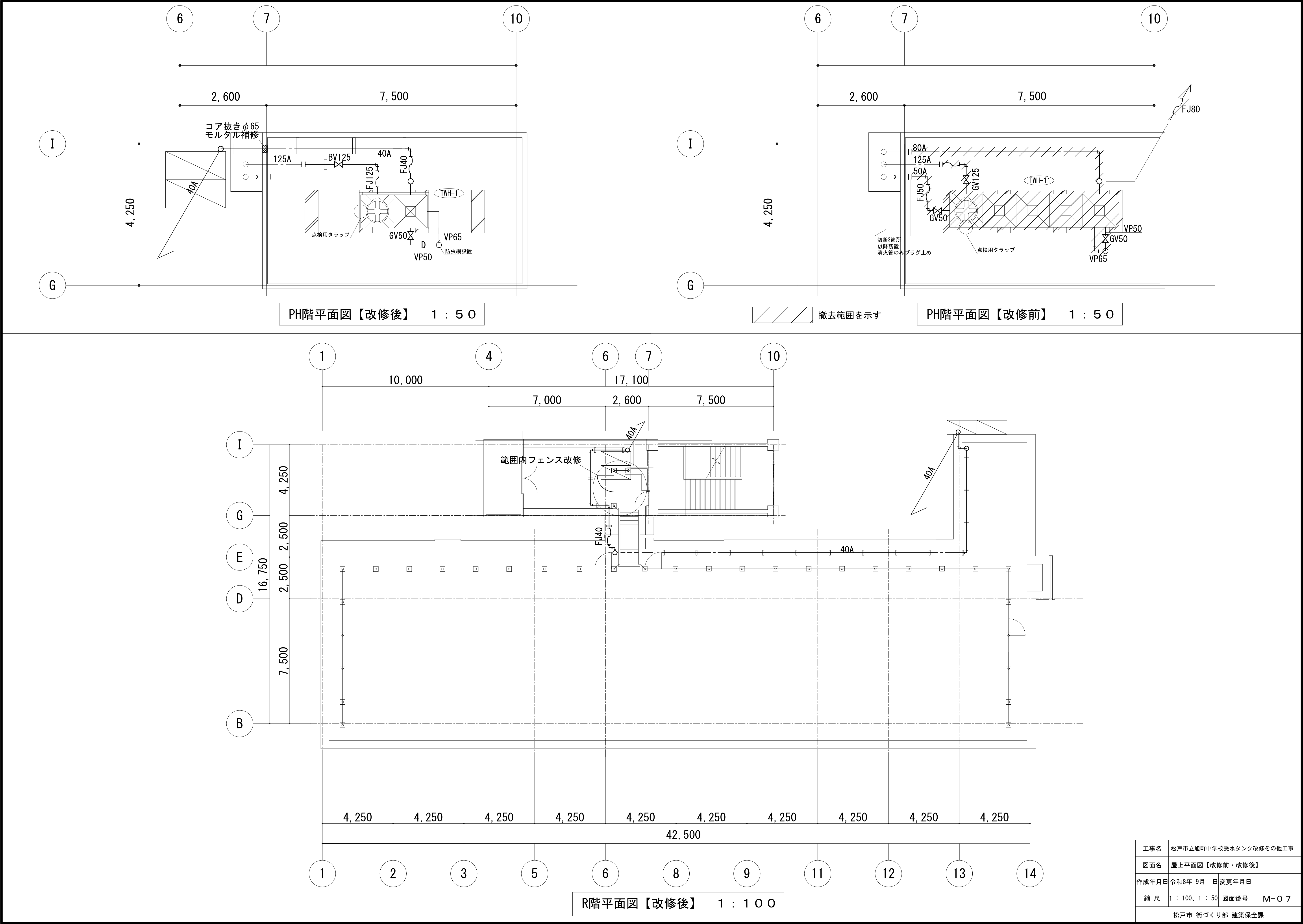
機器表（改修）						
記 号	機器名称	仕 様	台数	設置場所		
				階	室 名	備 考
TW-1	受水タンク	FRP複合板パネルタンク（保温型、外部補強方式） 容 量： 呼称 15[m3] 耐 震： 1.0[G] 外形寸法： W3000xD2500xH2000[mm] マンホールφ600（二重蓋）鍵付 内外ハシゴ、電極取付座、通気口（防虫網付） 入水口、出水口、排水口、溢水口 ボルトナット、アンカーボルトSUS製	1		屋 外	鉄骨架台共
TWH-1	高置タンク	FRP複合板パネルタンク（保温型、外部補強方式） 容 量：呼称 3[m3] 耐 震： 2.0[G] 外形寸法： W2000xD1000xH1500[mm] マンホールφ600（二重蓋）鍵付 内外ハシゴ、電極取付座、通気口（防虫網付） 入水口、出水口、排水口、溢水口 ボルトナット、アンカーボルトSUS製	1		屋 上	鉄骨架台共
PW-1	揚水ポンプ	吸込径φ32 吐出径φ32 出力1.1[kW] 3相200V 吐出量62.7[l/min] 全揚程31[m]	1		ポンプ室	参考品番: NX-LFT323-51. 5D-e
FP-1	消火ポンプ	100φ × 750L/min × 65m 3φ-200V、15kW 国土交通省仕様、消防認定品、呼水槽・制御盤付	1		ポンプ室	参考品番: NKP-KB-MJF100X65-2-515-e
JFP-1	補助加圧ポンプ	25φ × 20L/min × 65m 3φ-200V、1.1kW	1		ポンプ室	参考品番: JPF-SVM2515-51. 1-e

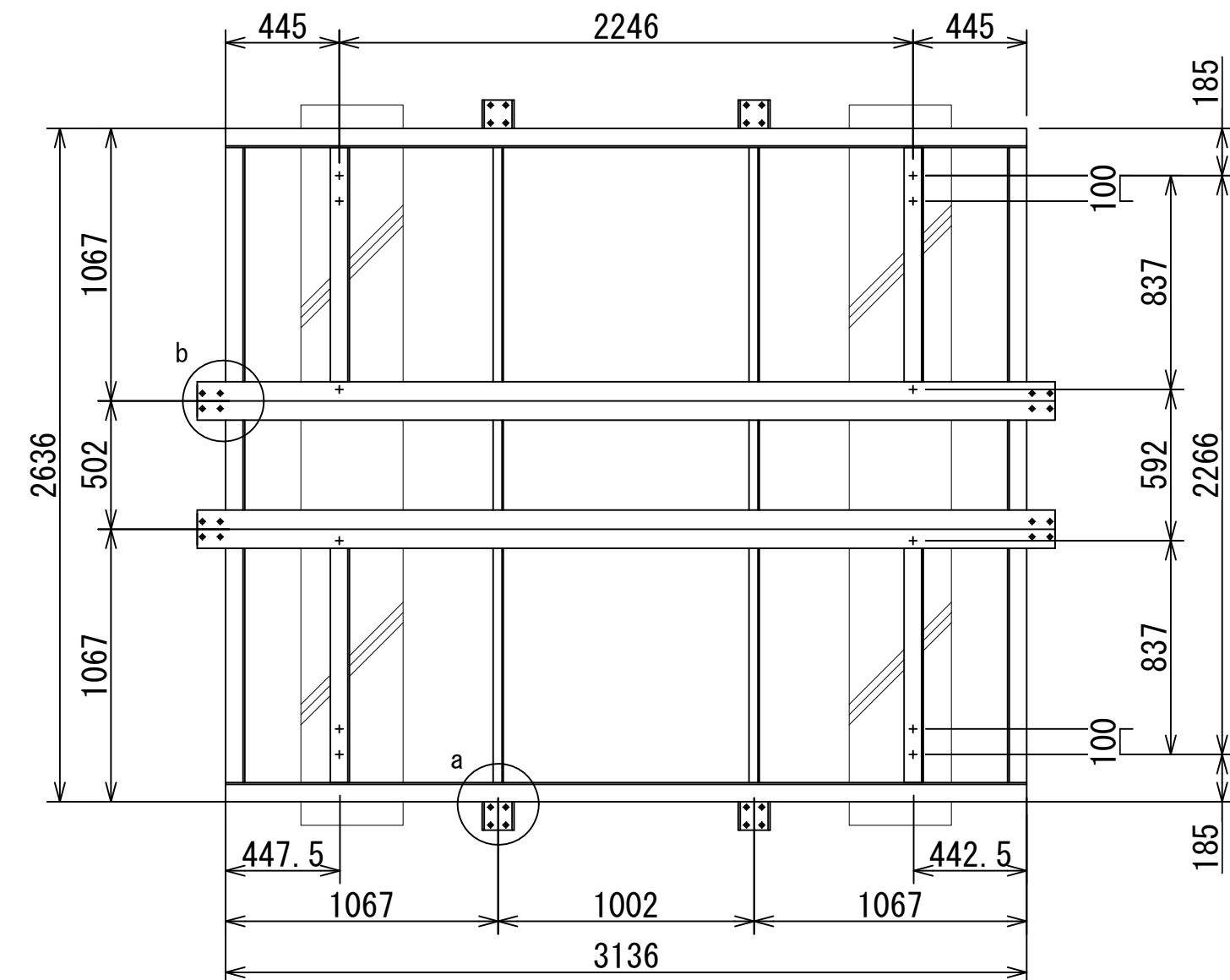
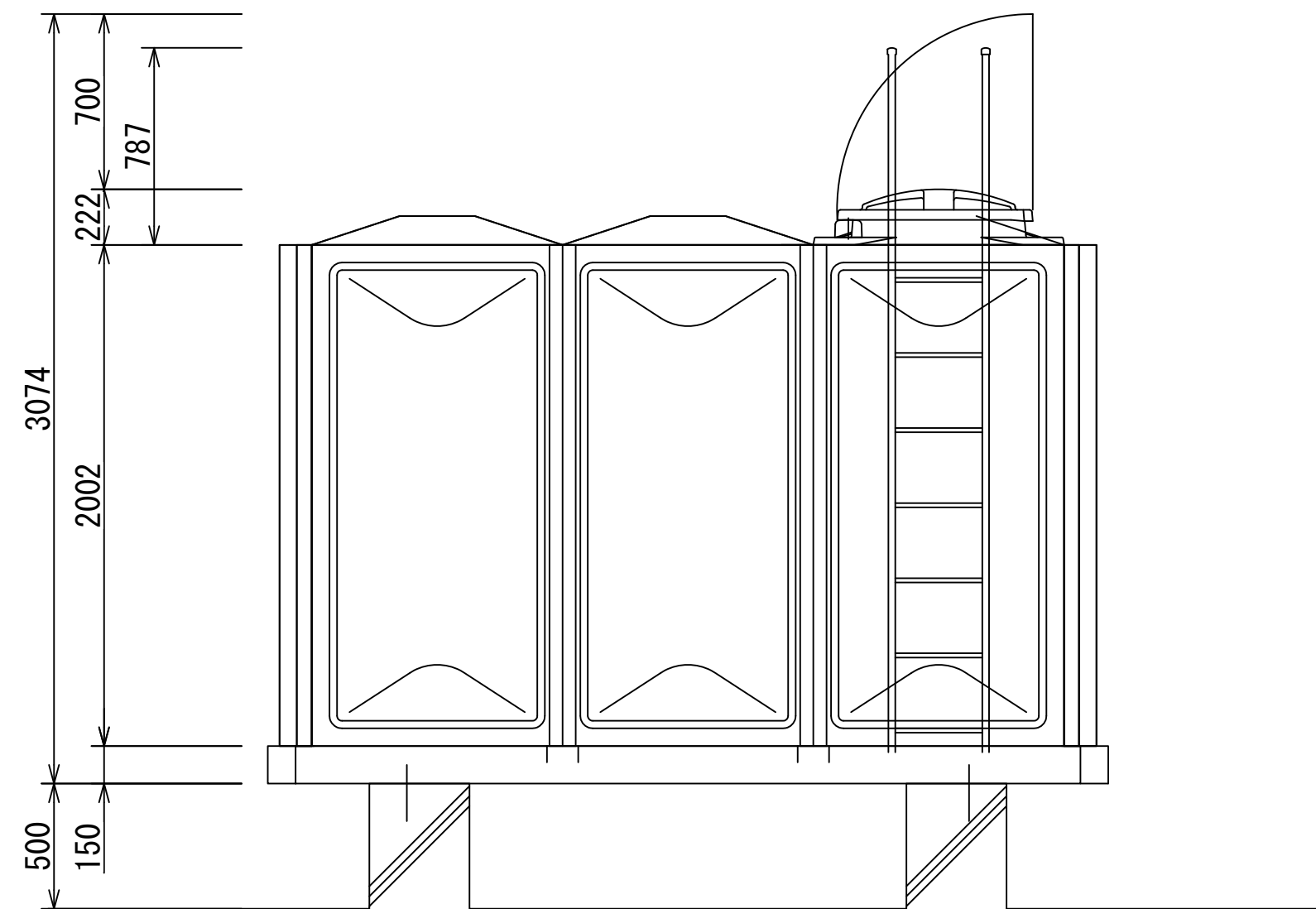
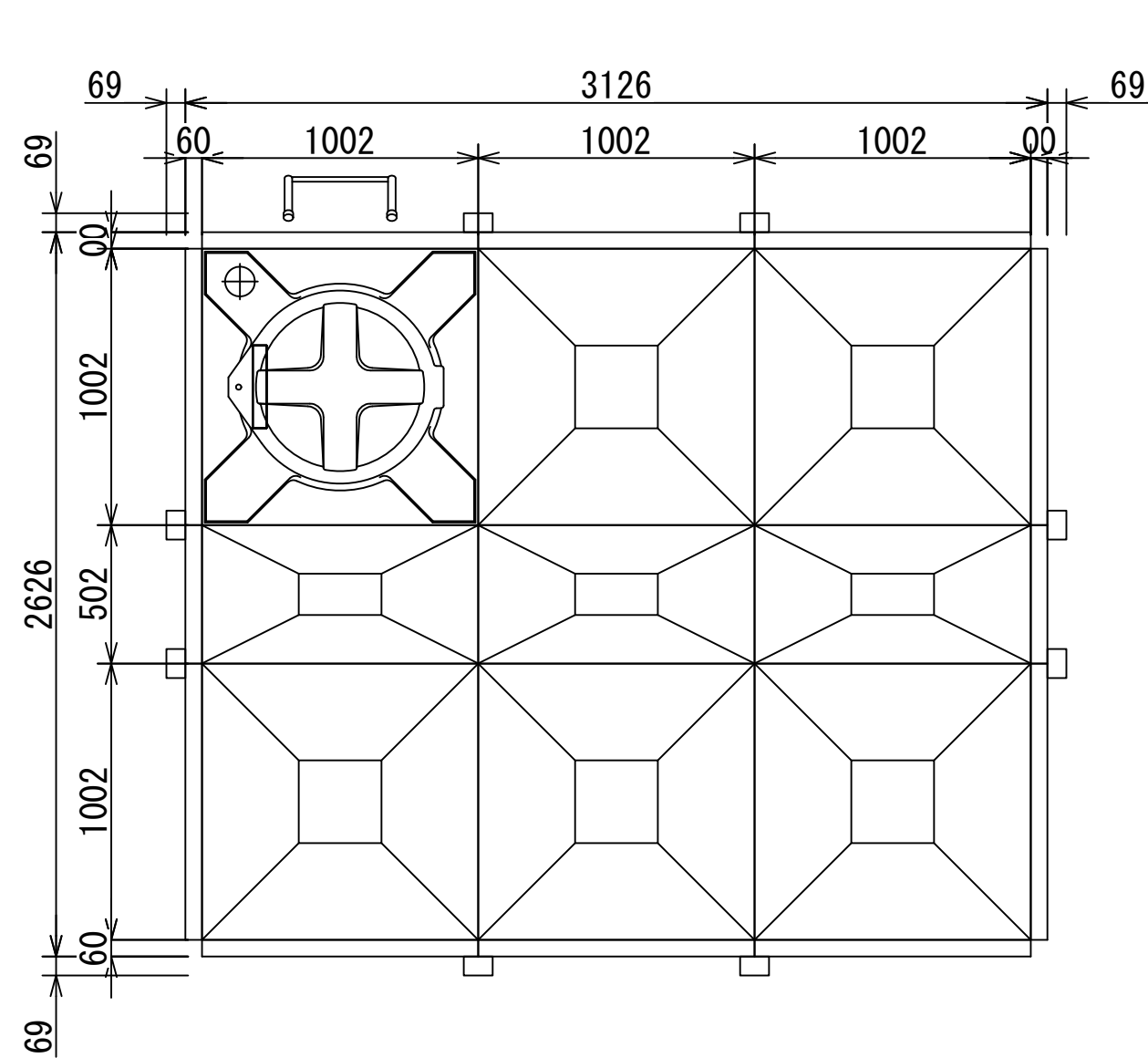
機器表（既設）						
記 号	機器名称	仕 様	台数	設置場所		
				階	室 名	備 考
TW-11	受水タンク	FRPパネルタンク 容 量： 呼称 30[m3] 外形寸法： W6000xD2500xH2000[mm]	1		屋 外	鉄骨架台共撤去
TWH-11	高置タンク	FRPパネルタンク 容 量： 呼称 7.5[m3] 外形寸法： W1000xD5000xH1500[mm]	1		屋 上	
PW-11	揚水ポンプ	80φ × 450L/min × 53m 3φ-200V、7.5kW	2		ポンプ室	
PFU-11	消火ポンプ	100φ × 750L/min × 62m 3φ-200V、15kW	1		ポンプ室	

工事名	松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事		
図面名	工事概要・凡例・機器表【改修前・改修後】		
作成年月日	令和8年 9月 日	変更年月日	
縮 尺	No Scale	図面番号	M-O 4
松戸市 街づくり部 建築保全課			

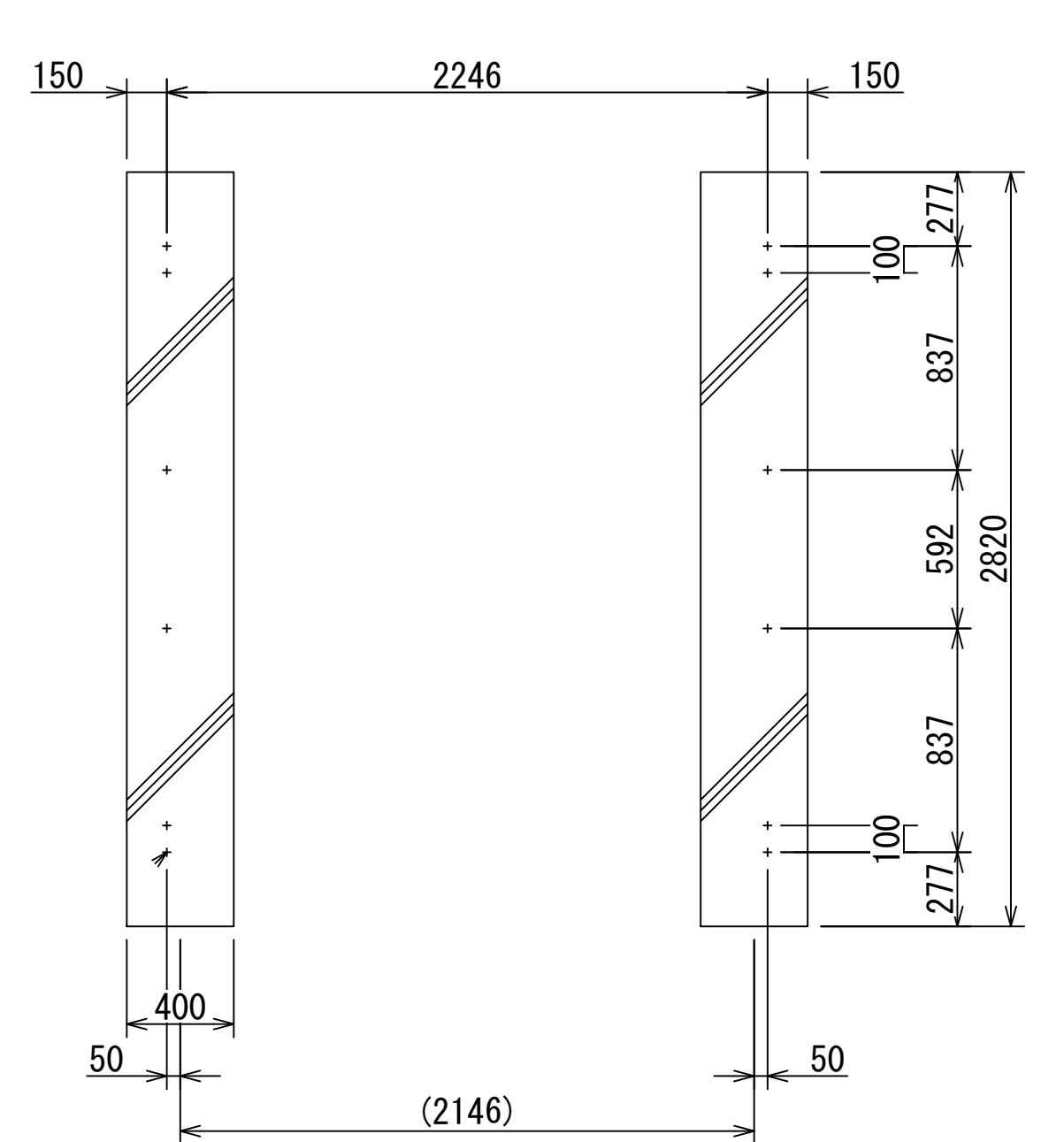
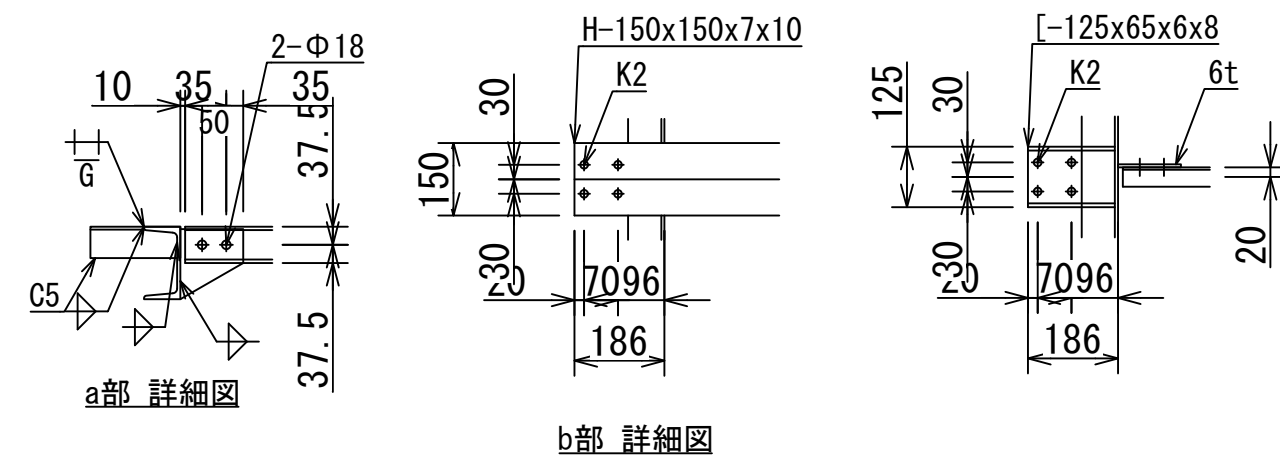


工事名	松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事		
図面名	平面図【改修前】		
作成年月日	令和8年 9月 日	変更年月日	
縮 尺	1 : 30	図面番号	M-06
松戸市 街づくり部 建築保全課			



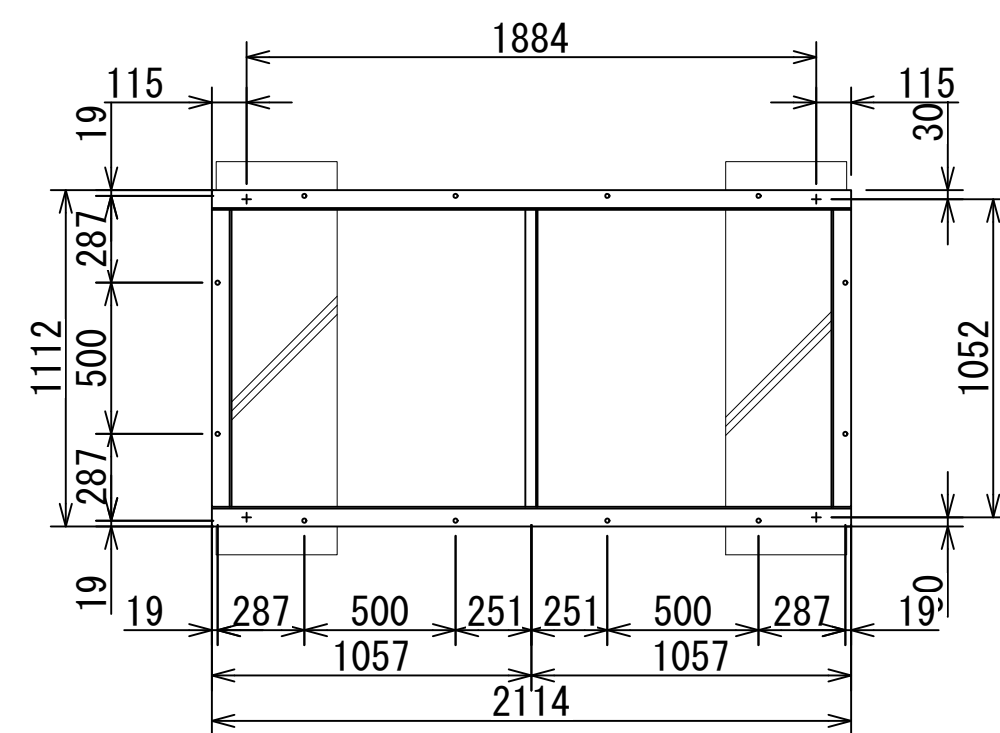
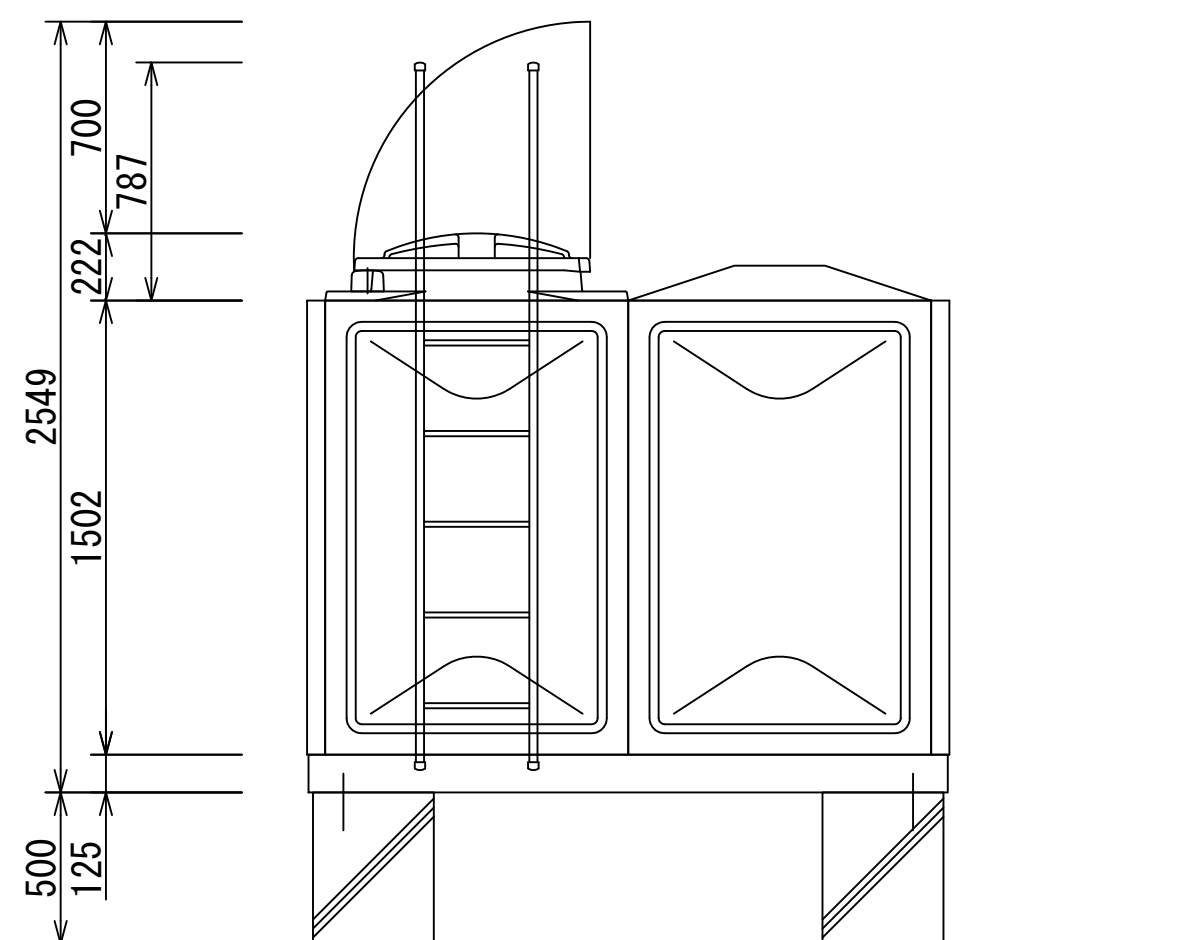
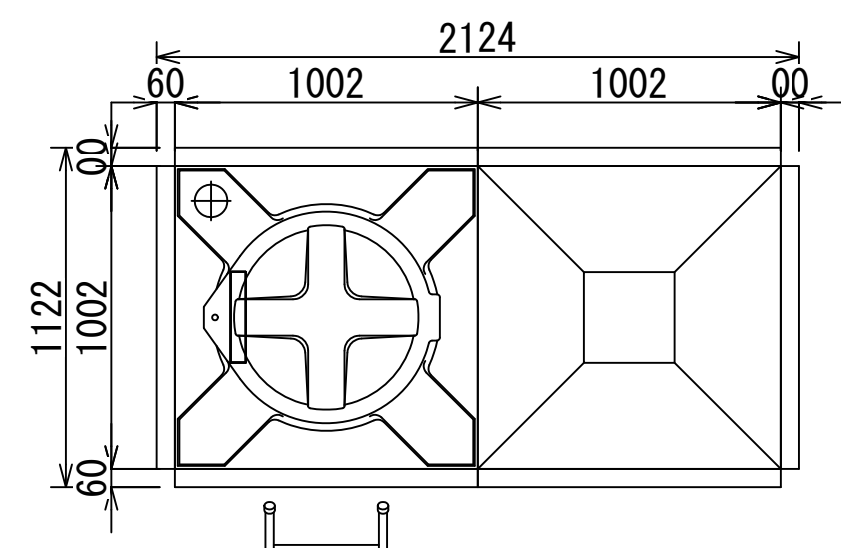


平架台図
※鋼材の接続は基礎で行うこと

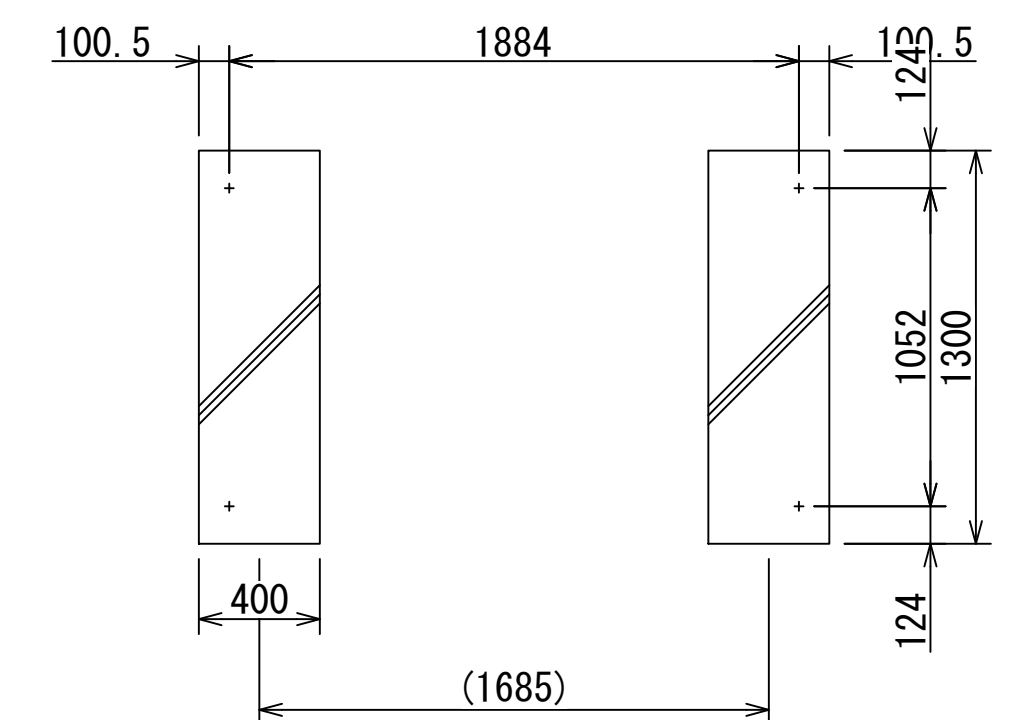


アンカーボルト位置図
○内は基礎芯寸法

受水タンク参考図（改修） S = No Scale



平架台図
※鋼材の接続は基礎で行うこと



アンカーボルト位置図
○内は基礎芯寸法

高置タンク参考図（改修） S = No Scale

工事名	松戸市立馬橋小学校受水タンク改修その他工事		
図面名	受水タンク・高置タンク参考図		
作成年月日	令和8年 9月	日	変更年月日
縮 尺	No Scale	図面番号	M-08
松戸市 街づくり部 建築保全課			

《 松戸市建築工事提出書類等一覧表 》（2025.7）

1. 工事名称 松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事

2. 工事場所 松戸市旭町一丁目150番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 9年 3月26日 まで

4. CADデータの貸与 ☒有 ☐無

※1. 基準等にある「建」とは「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」を指す。

※2. 基準等にある「電」とは「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」を指す。

※3. 基準等にある「機」とは「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」を指す。

※4. 基準等にある「請負契約〇〇条」は「工事請負契約書」を指す。

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 着 工 前 に 提 出	■工事実績情報（工事カルテ）の登録 （受注登録工事カルテ受領書、受注登録データ） ※契約額が500万円以上（契約後10日以内に登録） 【契約後14日以内】	報告	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4 松戸市建設工事 適正化指導要綱	代表者
	□電気保安技術者通知書 （資格者証の写し） 【契約後14日以内】	承諾	1	建1.3.3 電1.3.2 機1.3.2	
	■施工体制台帳・下請業者選定通知書・施工体系図 【下請契約後14日以内に提出（下請契約がない場合不要）】	報告	2	請負契約第7条 建1.1.5 電1.1.5 機1.1.5 松戸市建設工事 適正化指導要綱	
	■実施工程表 ※建築・電気・機械などの関連工事工程も記載 【初回打合せ後速やかに】	承諾	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	■総合施工計画書 1. 組織表(現場代理人、主任技術者、工事用電力設備の保安責任者など)、緊急連絡体制、仮設計画図 2. 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、養生・片付け、工事の保険、関係官公署その他の関係機関への届出等一覧表など 【初回打合せ後速やかに】	報告	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 中 に 提 出	■設計図書の照査報告書 【適宜】	報告	1	請負契約第19条	代表者
	■工種別施工計画書 ※資格者名簿・資格者証、使用資機材、使用材料・ 機材品質証明書などを添付	承諾	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	主任技術者 及び現場代理人
	■施工図等（施工図、製作図、カタログ等） ※施工図、製作図は主任・現場が全ての図面に記名	承諾	1	建1.2.3 電1.2.3 機1.2.3	主任技術者 及び現場代理人
	■発生材処理計画書 産廃業者と契約書の写し（単価記載） 産廃業者の許可書の写し 再資源利用（促進）計画書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ※登録は契約額が100万円以上 【廃棄物搬出前】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	□月報（出来高・進捗表） 【月初め7日以内】	報告	1		
	□定例打合せ記録 【適宜】	報告	1		
	□詳細工程表（月間工程表） ※年末年始・GW・夏季等については、 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載 【前月末日まで】	報告	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	□地業（既製コンクリート杭等）工事結果報告書	報告	1	建1.5.4	主任技術者 及び現場代理人
	■試験結果報告書	報告	1	建1.4.5 建1.5.6 電1.4.5 電1.5.4 機1.4.5 機1.5.5	主任技術者 及び現場代理人
	□発生土処理報告書	報告	1		
	■発生材処理報告書 産廃業者マニフェストの写し（E票） 再資源利用（促進）実施書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 【処分後】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	□出来高検査 1 出来高検査願 2 出来高報告書	報告	1	請負契約第39条	
	■現場休止届（年末年始・GW・夏季等） ※安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載	報告	1		

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
完 成 後 に 提 出	■関係官公署その他の関係機関への届出等 【工事完了後速やかに】	報告	1		代表者
	■しゅん工届 【工事完了後速やかに】		1	建1.6.1 電1.6.1 機1.6.1	
	■自主検査記録（現場代理人以外の検査とする） 【工事完了後速やかに】	報告	1		
	■工事写真（建築工事写真撮影基準に準拠）			建1.2.4 電1.2.4 機1.2.4	
	■1 工事記録写真 ■2 完成写真 【工事完了後速やかに】	写真帳 写真帳	1 1		
	■完成図 PDF, CADデータ	CDもし くはDVD	2	建1.7.2 電1.7.2 機1.7.2	
	■電子納品 電子媒体 電子媒体納品書	CDもし くはDVD	2 1	※松戸市建築事業 に係る電子納品 運用ガイドライ ン（案）	
	■工事实績情報（工事カルテ）の登録 （竣工登録工事カルテ受領書、竣工登録データ） ※500万以上	報告書	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4	
	■引渡し関係 ■1 予備品等引渡通知書（リスト共） □2 キーボックス		3		
	□防水工事に関する保証書 各種防水仕様による保証書（特記仕様による） 元請業者、製造業者及び防水施工業者の連名	保証書	3		
	■保全に関する資料 □1 建築物等の利用に関する説明書 ■2 保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む） ■3 機器性能試験成績書 ■4 官公署届出書類	原則、 CDもし くはDVD	2 2 1 1	建1.7.3 電1.7.3 機1.7.3	
	□5 総合試運転報告書 □6 総合試運転調整報告書		1 1	電1.7.3 機1.7.3	

《 松戸市建築工事検査・立会い一覧表 》機械設備工事編（2025.7）

1. 工事名称 松戸市立旭町中学校受水タンク改修その他工事

2. 工事場所 松戸市旭町一丁目150番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 9年 3月26日 まで

標 仕：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版

改標仕：公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版

No	検査・立会い項目	基準等	備 考
1	検査		
	■ 1 品質管理検査(必要に応じて)	標 仕:1 編 1.3.4 改標仕:1 編 1.3.4	
	■ 2 機材の検査(承諾済は除く)	標 仕:1 編 1.4.4 改標仕:1 編 1.4.5	
	■ 3 一工程の施工の確認及び報告による検査	標 仕:1 編 1.5.3 改標仕:1 編 1.6.4	
	■ 4 監督職員の指示による検査	標 仕:1 編 1.5.4(2) 改標仕:1 編 1.6.5(2)	
2	立会い		
	■ 1 主要機器設置施工の立会い	標 仕:1 編 1.5.8(1)(イ) 改標仕:1 編 1.6.9(1)(イ)	
	■ 2 施工後に検査が困難な箇所の施工立会い	標 仕:1 編 1.5.8(1)(ウ) 改標仕:1 編 1.6.9(1)(ウ)	
	□ 3 総合調整立会い	標 仕:1 編 1.5.8(1)(エ) 改標仕:1 編 1.6.9(1)(エ)	
	■ 4 監督職員の指示による立会い	標 仕:1 編 1.5.8(1)(オ) 改標仕:1 編 1.6.9(1)(オ)	
	□ 5 ステンレス鋼管手動溶接時の立会い	標 仕:2 編 2.5.7(2)(イ) 改標仕:2 編 2.3.7(2)(イ)	
	■ 6 主要機器搬入時の立会い		